

1. 省エネ基準適合判定を行う場合

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 1 項]

- ①【法第 12 条第 1 項、法第 13 条第 2 項（新規の判定）】
- ②【法第 12 条第 2 項、法第 13 条第 3 項（評価方法が違う場合・床面積の増加の場合の変更の判定）】

省エネ基準適合性判定手数料		
判定等に係る床面積の合計	①、②*	
	評価方法	
	モデル建物法	モデル建物法以外
2,000 m ² 未満	166,200 円	418,900 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	269,000 円	597,700 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	351,100 円	736,200 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	421,900 円	870,100 円
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	495,000 円	992,600 円
50,000 m ² 以上	641,100 円	1,237,700 円

※②において、床面積の増加の変更の判定の場合の判定手数料の算出の床面積

$$= (\text{当該増加に係る部分の床面積の合計}) + (\text{当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計} \times 1/2)$$

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 2 項]

- ③【法第 12 条第 2 項、法第 13 条第 3 項（評価方法が同じ場合の変更の判定）】
- ④【規則第 11 条（軽微な変更の書面交付）】

省エネ基準適合性判定手数料		
判定等に係る床面積の合計	③、④	
	評価方法	
	モデル建物法	モデル建物法以外
5,000 m ² 未満	135,100 円	299,500 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	176,200 円	368,700 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	211,600 円	435,700 円
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	248,100 円	496,900 円
50,000 m ² 以上	321,100 円	619,500 円

2. 省エネ性能向上計画の認定を行う場合

[羽曳野市手数料条例 別表第16の3項]

⑤【法第29条第1項（新規の認定）】

⑥【法第31条第1項（評価方法が違う等の場合の変更の認定）】

省エネ性能向上計画認定手数料			
非住宅建築物	⑤、⑥*		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300㎡未満	11,000円	99,200円	259,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	30,700円	166,200円	418,900円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円	269,000円	597,700円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円	351,100円	736,200円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円	421,900円	870,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円	495,000円	992,600円
50,000㎡以上	319,900円	641,100円	1,237,700円

省エネ性能向上計画認定手数料		
一戸建ての住宅	⑤、⑥*	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
200㎡未満	5,600円	39,100円
200㎡以上		43,700円

省エネ性能向上計画認定手数料		
共同住宅等	⑤、⑥*	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
300㎡未満	11,000円	78,700円
300㎡以上 2,000㎡未満	23,200円	131,200円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	51,400円	223,400円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	91,800円	320,100円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	147,700円	630,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	223,500円	1,114,700円
50,000㎡以上	339,400円	2,048,600円

※⑥において、床面積の増加の変更の認定の場合の認定手数料の算出の床面積

＝（当該増加に係る部分の床面積の合計）＋（当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計×1/2）

※複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額と住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額

⑦【法第 31 条第 1 項（評価方法が同じ場合の変更の認定）】

省エネ性能向上計画認定手数料			
非住宅建築物	⑦		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300 ㎡未満	6,100 円	50,200 円	130,100 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	16,000 円	83,700 円	210,000 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	46,400 円	135,100 円	299,500 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	73,100 円	176,200 円	368,700 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	92,100 円	211,600 円	435,700 円
25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	114,900 円	248,100 円	496,900 円
50,000 ㎡以上	160,600 円	321,100 円	619,500 円

省エネ性能向上計画認定手数料		
一戸建ての住宅	⑦	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
200 ㎡未満	3,400 円	20,200 円
200 ㎡以上		22,500 円

省エネ性能向上計画認定手数料		
共同住宅等	⑦	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
300 ㎡未満	6,100 円	40,000 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	12,200 円	66,200 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	26,300 円	112,300 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	46,800 円	160,800 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	74,600 円	315,800 円
25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	112,900 円	558,400 円
50,000 ㎡以上	171,300 円	1,025,900 円

※複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額と住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 4 項 (附表 1)]

⑧【法第 30 条第 2 項 (申出に係る確認)】

⑨【法第 31 条第 2 項 (申出に係る計画変更確認)】

申出に係る建築物確認手数料	
床面積の合計	⑧、⑨
100 m ² 以下	33,000 円
100 m ² 越え 200 m ² 以下	44,000 円
200 m ² 越え 500 m ² 以下	60,000 円
500 m ² 越え 1,000 m ² 以下	87,000 円
1,000 m ² 越え 2,000 m ² 以下	116,000 円
2,000 m ² 越え 10,000 m ² 以下	275,000 円
10,000 m ² 越え 50,000 m ² 以下	470,000 円
50,000 m ² 以上	730,000 円

○ 同一棟として増築する場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表 1 備考 2(2)】

＝(増築部分の床面積)＋(増築に係る既存部分の床面積×1/10) ※1、※2

○ 大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表 1 備考 2(3)】

＝(当該修繕等に係る床面積×1/2)＋(当該修繕等に係る部分以外の床面積×1/10) ※1

○ 計画変更の確認申請手数料の算出の床面積【附表 1 備考 2(4)】

＝(当該計画を変更する部分の床面積) ※3×1/2

○ 磁気ディスク等による申出の場合は 2,000 円を減じた額

※1：平成 12 年 6 月 1 日以後の確認済証の交付を受けたもの場合は不要

※2：住宅(共同住宅等含)の EV 増築で既存部分の 1/20 以下かつ 50 m²以下で、
既存部分の構造耐力上の危険性を増大させないものは不要

※3：羽曳野市建築基準法施行細則第 56 条を参照

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 5 項 (附表 2)]

⑩【法第 30 条第 2 項 (申出に係る確認の内の構造計算適合性判定)】

⑪【法第 31 条第 2 項 (申出に係る計画変更確認の内の構造計算適合性判定)】

申出に係る構造計算適合性判定手数料		
床面積の合計	⑩、⑪	
	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
200 m ² 以下	95,800 円	126,500 円
200 m ² 越え 500 m ² 以下	108,200 円	151,200 円
500 m ² 越え 1,000 m ² 以下	120,600 円	175,900 円
1,000 m ² 越え 2,000 m ² 以下	132,900 円	200,600 円
2,000 m ² 越え 10,000 m ² 以下	150,800 円	239,700 円
10,000 m ² 越え 50,000 m ² 以下	190,100 円	318,300 円
50,000 m ² 以上	321,500 円	584,700 円

○ 認定申請ごとに上記金額に 3,300 円を加えた額【備考 8】

○ 構造計算適合性判定に準じた審査に係る 1 の建築物ごとの床面積【附表 2 備考 2】

○ 計画変更の構造計算適合性判定手数料の算出の床面積【附表 2 備考 2 ただし書き】

＝(増加する部分の床面積)＋(一度構造計算適合性判定を行っている部分の床面積×1/2)

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 6 項 (附表 3)]

⑫【法第 30 条第 2 項 (申出に係る確認の内の昇降機に係る部分)】

⑬【法第 31 条第 2 項 (申出に係る計画変更確認の内の昇降機に係る部分)】

申出に係る昇降機確認手数料		
昇降機	⑫	21,000 円
昇降機の計画変更	⑬	13,000 円
小荷物専用昇降機	⑫	11,000 円
小荷物専用昇降機の計画変更	⑬	9,000 円

○ 1 の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額【附表 3 備考 2】

○ 磁気ディスク等による申出の場合は 2,000 円を減じた額

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 8 項]

⑭【規則第 29 条 (評価方法が違う場合の軽微な変更の書面の交付)】

省エネ性能向上計画認定の軽微な変更の書面の交付手数料			
認定等に係る床面積の合計	⑭		
	評価方法		
	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
5,000 m ² 未満	91,600 円	269,000 円	597,700 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	144,900 円	351,100 円	736,200 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	182,900 円	421,900 円	870,100 円
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	228,600 円	495,000 円	992,600 円
50,000 m ² 以上	319,900 円	641,100 円	1,237,700 円

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 9 項]

⑮【規則第 29 条 (評価方法が同じ場合の軽微な変更の書面の交付)】

省エネ性能向上計画認定の軽微な変更の書面の交付手数料			
認定等に係る床面積の合計	⑮		
	評価方法		
	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
5,000 m ² 未満	46,400 円	135,100 円	299,500 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	73,100 円	176,200 円	368,700 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	92,100 円	211,600 円	435,700 円
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	114,900 円	248,100 円	496,900 円
50,000 m ² 以上	160,600 円	321,100 円	619,500 円

3. 消費性能に係る表示の認定を行う場合

[羽曳野市手数料条例 別表第16の10項]

⑯【法第36条第1項（消費性能に係る表示の認定）】

消費性能に係る表示認定手数料			
非住宅建築物	⑯		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300㎡未満	11,000円	99,200円	259,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	30,700円	166,200円	418,900円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円	269,000円	597,700円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円	351,100円	736,200円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円	421,900円	870,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円	495,000円	992,600円
50,000㎡以上	319,900円	641,100円	1,237,700円

消費性能に係る表示認定手数料			
一戸建ての住宅	⑯		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		仕様基準	仕様基準以外
200㎡未満	5,600円	20,100円	39,100円
200㎡以上		21,600円	43,700円

消費性能に係る表示認定手数料			
共同住宅等	⑯		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		仕様基準	仕様基準以外
300㎡未満	11,000円	37,600円	78,700円
300㎡以上 2,000㎡未満	23,100円	65,000円	131,200円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	51,300円	117,500円	223,300円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	91,600円	177,600円	319,900円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	147,200円	326,000円	629,700円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	222,500円	551,300円	1,113,700円
50,000㎡以上	337,400円	966,800円	2,046,600円

※複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額と住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額

4. 省エネ性能向上計画の認定・消費性能に係る表示の認定を受けたことを証する

書面の交付を行う場合

[羽曳野市手数料条例 別表第 16 の 11 項]

1 通	2,000 円
-----	---------